

あかるい農村つやま 重要事項説明書

当事業所は、契約者に対して、指定小規模多機能型居宅介護サービス、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご留意いただきたいことを次のとおり説明します。

【事業者】

| | |
|-------|--------------|
| 法人名 | 社会医療法人清風會 |
| 法人所在地 | 岡山県津山市日本原352 |
| 電話番号 | 0868-36-3311 |
| 代表者氏名 | 理事長 森 崇文 |

【事業所の概要】

| | |
|-------------|---|
| 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 |
| 事業の目的 | 本事業は、利用者が住み慣れた自宅で可能な限り暮らし続けられるよう、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供によって、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活支援を行い、家庭的な環境と地域住民との交流を維持するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。 |
| 事業所の名称 | あかるい農村つやま |
| 事業所の所在地 | 岡山県津山市日本原353-1 |
| 電話番号 | 0868-36-3566 |
| 管理者氏名 | 小椋 美恵子 |
| 事業所の運営方針 | 利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する。地域との交流を図りながら、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、それぞれが適時適切なサービスを組み合わせ利用していただく。 |
| 開設月日 | 平成26年2月1日 |
| 登録定員 | 29人 |
| 通いサービスの利用定員 | 18人 |

【居室等の概要】

当事業所では、以下の居室・設備を備えております。宿泊の際に利用していただく居室は基本的に個室ですが、利用者の希望や身体状況により部屋を検討させていただきます。ただし、当日の利用状況によっては希望に添えない場合もありますので了承ください。

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考 |
|---------------|----|------------------|
| 宿泊室（個室） | 6室 | |
| 居間・食堂 | 1室 | |
| 和室 | 1室 | |
| 浴室・脱衣室 | 1室 | |
| 機能回復訓練室（多目的室） | 1室 | |
| その他 | 4室 | スタッフ室、洗面室、トイレ2ヶ所 |

【通常の事業の実施地域】

津山市勝北圏域、北部圏域、東部圏域

【営業日及び営業時間】

各サービスの営業日、営業時間は下記のとおりです。

| | | |
|------|------------------------|--------------|
| 営業日 | 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない） | |
| 営業時間 | 通いサービス | 午前9時から午後4時まで |
| | 宿泊サービス | 午後4時から午前9時まで |
| | 訪問サービス | 24時間 |

【職員の配置状況】

当事業所では、以下の職員を配置しています。

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 |
|---------|-------------|------|-----------------------|
| 管理者 | 1人(兼務) | | 事業所の管理 |
| 介護支援専門員 | 1人(専従)以上 | | 介護計画の作成 連絡・調整・相談業務 |
| 介護職員 | 8人(兼務1)以上 | 2人以上 | 日常生活における介護・支援 |
| 看護職員 | 2人(専従1・兼務1) | | 健康状態の把握 医療機関等との連携 |

【介護保険給付の対象となるサービス概要】

| 種類 | | 内容 |
|--------|---|-----------------------|
| 通いサービス | 食事 | 食事の提供（食事サービス利用は任意です） |
| | 排せつ | 適切な介助・援助を行います |
| | 入浴 | 利用者に応じた介助を行います |
| | 機能訓練 | 身体機能低下予防の日常訓練 |
| | 健康チェック | 血圧測定、体温測定、全身チェックを行います |
| | 送迎 | 希望により、自宅と事業所間の送迎をします |
| 訪問サービス | 自宅にお伺いし、食事、入浴、排せつ、その他日常生活の援助、安否確認等を行います | |
| 宿泊サービス | 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の援助を提供します | |

【利用料金】

- 要支援及び要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から、介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。1ヶ月ごとの定額制です。負担額の割合は利用者によって異なりますので、介護保険負担割合証を確認させていただきます。（1割・2割・3割負担があります）
- 月途中から登録した場合、又は月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りの料金をお支払いいただきます。なお、登録日とは、契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日、登録終了日とは、最終利用日ではなく、利用契約を終了した日となります。
- その他、加算料金が必要になります。（別紙料金表を参照）

短期利用居宅介護費（1日につき）

あかるい農村つやまの登録者以外の方で、条件に適合した場合（指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の登録者に対する介護提供に支障がないと当事業所の介護支援専門員が認めた場合）に限り、利用が可能です。利用期間は7日以内（家族等のやむを得ない事情がある場合は14日以内）です。（別紙料金表を参照）

介護保険給付対象外サービス費用

以下の金額は、介護保険給付サービスの対象外として、利用料金の全額が利用者負担となります。

| 内容 | 料金 |
|-------------------|-------------------------------|
| 食費 | 朝食 500円 昼食 750円 夕食 700円 |
| 宿泊費（部屋代） | 1泊 3500円 |
| 通常の事業実施地域を超える送迎費用 | 1回 1000円 |
| おむつ代、洗濯代など | 実費 |
| くもん学習教材費（実施している方） | 実費 |

【介護計画の作成】

- 事業所の介護支援専門員は、ご利用者さんの心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の職員と話し合いを持ち、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成します。
- 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることとします。
- 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮いたします。
- 介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
- 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うなど、居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供いたします。

【虐待の防止】

- 当事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、その対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、結果について、従業者に周知徹底を図ります。また、虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

【衛生管理】

- 当事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

【苦情の受付について】

当事業所は、利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けての調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明いたします。

当事業所に対する苦情や相談は、以下の窓口で受け付けます。

| | |
|------------|---|
| 事業所苦情相談窓口 | ・あかるい農村つやま 管理者 小椋 美恵子 TEL : 0868-36-3566 、 FAX : 0868-36-3766 |
| 事業所外苦情相談窓口 | ・社会福祉法人津山市社会福祉協議会 津山市地域包括支援センター 津山市山北520 TEL : 0868-23-1004 、 FAX : 0868-23-1005 |
| | ・勝北サブセンター 津山市新野東567 TEL : 0868-36-6135 |
| | ・津山市高齢介護課 津山市山北520 TEL : 0868-32-2070 、 FAX : 0868-32-2153 |
| | ・岡山県国民健康保険団体連合会 岡山市北区桑田町17-5 TEL : 086-223-8811 、 FAX : 086-223-9109 |

【運営推進会議】

当事業所は、小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置しています。サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言等を聴く機会としています。

| | |
|-----|--|
| 構成 | 利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市や地域包括支援センターの職員、事業所職員など |
| 開催 | 2ヶ月に1回 |
| 会議録 | 会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します |

【協力医療機関、連携施設】

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて、以下の医療機関、施設と連携・支援体制を整備しています。

| 施設名 | 住所 | 電話 |
|---------------------|---------------|--------------|
| 日本原病院 | 津山市日本原352 | 0868-36-3311 |
| 介護老人保健施設 おとなの学校 岡山校 | 津山市日本原352 | 0868-36-3390 |
| 介護老人福祉施設 日本原荘 | 津山市新野東1788-12 | 0868-36-6135 |

【緊急時等における対応方法】

- 事業所の職員は、サービス提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告いたします。
- 主治医への連絡が困難な場合は、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、受診等の適切な措置を講じます。

【事故発生時の対応】

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

【業務継続計画の策定】

- 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、又、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、非常時には当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- 従業者に対し、業務継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

【運営に関する留意事項】

- 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させています。
- 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持します。

【サービス利用に当たっての留意事項】

サービスの利用に当たって、以下の点に留意していただくものとします。

- サービス提供前に健康チェックを行い、体調によっては、入浴サービス等を中止する場合があります。
- サービス利用を変更又は中止する場合には、利用予定日の前日もしくは当日午前8時30分までに、事業所に連絡してください。
- サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあります。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____ 印

住所 (〒 -) _____

連絡先 ☎ () _____

家族 氏名 _____ 印 (続柄)

住所 (〒 -) _____

連絡先 ☎ () _____

小規模多機能型居宅介護サービスの利用開始に際して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護事業所 あかるい農村つやま

説明者 氏名 _____